

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
医療ガス設備保守点検業務 一式
- (2) 業務の仕様  
別添医療ガス設備保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分の全てに登録されている者であること。
  - ア 薬品類の医療薬品
  - イ 医療・理化学機器類の医療機器または建物等の保守管理のその他設備管理（運転保守）なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成 29 年 12 月 15 日（金）正午までに 4 の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（3）の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 13 に規定する基準に適合している者として一般財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けている者であること。
- (6) 平成 24 年 4 月 1 日以降に、200 床以上の病院において「診療の用に供するガス設備の保安管理について」（昭和 63 年 7 月 15 日付け健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知）に基づく医療ガス設備の保守点検業務（供給設備から配管末端器までの構造設備全体を点検対象とする業務であって、業務期間が 1 年以上のものに限る。以下「類似業務」という。）を元請けとして完了した実績を有する者であること。
- (7) 本件業務に係る業務責任者として、類似業務に関し 3 年以上の経験を有する者であって、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定による販売主任者又は製造保安責任者の資格を有し、かつ、公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者講習会（旧医療ガス保安管理技術者講習会）（5 年以内の講習会とする。継続講習会を含む。）を修了した者を、1 名以上

を配置できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

#### (4) 入札説明書等の交付方法

平成 29 年 12 月 6 日（水）から同月 27 日（水）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成 29 年 12 月 6 日（水）から同月 27 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

##### イ 交付場所

（1）に同じ

#### (5) 郵便等による入札

不可とする。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成 30 年 1 月 17 日（水）午前 11 時 即時開札

##### イ 場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院 第 3 会議室（外来・中央診療棟 5 階）

### 5 入札に関する問合せの取扱い

#### (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第 6 号）を作成し、電子メールにより 4 の（1）の場所に平成 29 年 12 月 18 日（月）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

#### (2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、平成 29 年 12 月 22 日（金）午後 5 時までに 4 の（1）の場所で書面閲覧を行うとともに、インターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）によりまとめて閲覧に供する。

## 6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、平成29年12月27日(水)正午までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

## 7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 2の(5)を証するもの(医療関連サービスマーク認定証書の写し等。ただし、有効期限内のものに限る。)
- (3) 2の(6)を証するもの(契約書の写し等)
- (4) 2の(7)を証するもの
  - ア 業務責任者として配置を予定している者の業務経歴書等(提出者の任意様式とする。)
  - イ アの者に係る販売主任者免状又は製造保安責任者免状の写し等
  - ウ アの者に係る医療ガス安全管理者講習会の修了証書の写し等

## 8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった事前提出物を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成30年1月11日(木)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。この場合において、平成30年1月12日(金)午後4時までに4の(1)の場所に書面を持参すること。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対し平成30年1月15日(月)までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に入力すること。
- (3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (6) 入札者は、会計法令、会計規則、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札書の様式は様式第2号のとおりとする。ただし、(11)の入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、様式第3号とする。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書及び本入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (11) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第4号）を提出しなければならない。
- (12) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県立厚生病院 院長 皆川 幸久」とすること。
- (13) 開札は、入札者又は代理人が立会いして行うものとする。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 本件入札の入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において委任状（様式第4号）のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (8) 会計法令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 13 契約書作成の要否 要

## 14 手続における交渉の有無 無

## 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### (5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、

特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 5 号) を、4 の (1) の場所に提出すること。

(7) 鳥取県議会平成 29 年 11 月定例会において本件業務に係る予算 (以下「予算」という。) が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。